

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019 年（平成 31 年）3 月 12 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 青山王子ショッピングタウン

所在地 福山市王子町一丁目 3 番ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

(ア) 敷地内駐車場 126 台

(変更後)

(ア) 敷地内駐車場 80 台

(イ) 敷地外駐車場① 17 台

(ウ) 敷地外駐車場② 38 台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

(ア) 敷地内駐車場 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分

(変更後)

(ア) 敷地内駐車場

(イ) 敷地外駐車場① 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分

(ウ) 敷地外駐車場②

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

(ア) 出入口 NO. 1 駐車場北側

(イ) 出入口 NO. 2 駐車場北東側

(ウ) 出入口 NO. 3 駐車場東側

(エ) 出入口 NO. 4 駐車場南側

(オ) 出入口 NO. 5 駐車場西側

(カ) 出入口 NO. 6 駐車場北西側

(変更後)

- (ア) 出入口 NO. 1 駐車場北側
- (イ) 出入口 NO. 2 駐車場北東側
- (ウ) 出入口 NO. 3 駐車場東側
- (エ) 出入口 NO. 4 駐車場南側
- (オ) 出入口 NO. 5 駐車場西側
- (カ) 出入口 NO. 6 駐車場北西側
- (キ) 出入口 NO. 7 駐車場北東側
- (ク) 出入口 NO. 8 駐車場西側
- (ケ) 出入口 NO. 9 駐車場東側
- (コ) 出入口 NO. 10 駐車場東側
- (ク) 出入口 NO. 11 駐車場南西側

3 変更する年月日

2019年(平成31年)3月25日

4 変更する理由

建替え工事中に減少する駐車台数を敷地外で確保するため

5 届出年月日

2019年(平成31年)3月5日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課(市政情報室)

(2) 縦覧期間

2019年(平成31年)3月12日から2019年(平成31年)7月12日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019年(平成31年)7月12日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課